

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、群馬県立東毛産業技術センター自家用電気工作物の保安に関する業務委託について、受託者(以下、「乙」という)が守らなければならない仕様を示すものである。

1 一般事項

- (1)事業場の名称 東毛産業技術センター
- (2)事業場の所在地 太田市吉沢町1058-5
- (3)需要設備 設備容量 1,600キロボルトアンペア
受電電圧 6,600ボルト
- (4)契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5)委託内容 自家用電気工作物の保安管理業務(詳細は以下のとおり)

2 委託業務

- (1)点検、測定及び試験基準は、別表1によるものとする。
- (2)電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について委託者に報告する。
- (3)電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは電力会社等により通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとめるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行う。
- (4)絶縁監視装置からの警報を乙が受けた場合は、速やかに保安業務従事者が点検を行い適切に対処する。

また、工作物の設置、変更の工事について必要に応じ委託者に報告する。

- (5)責任分界、需要設備の構内を変更したり契約電力等を変更した場合は報告する。
- (6)乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとし、委託者の求めに応じて乙は助言を行う。

ア 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

イ 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

ウ 点検時現場に設置されていない移動用機器等

エ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

オ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

カ 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等

キ 業務上の都合等委託者の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

- (7)電気事業法第107条第2項に規定する立ち入り検査の立ち会いを行う。

- (8)自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類等について、

その作成及び手続きの助言を行う。

3 点検頻度

- (1)月次点検 毎月1回
- (2)年次点検A 毎年1回

4 実施日程等

- (1)乙は、原則として平日の委託者の執務時間に実施するものとする。
- (2)乙は、予め実施日を委託者と協議の上、実施日を決定する。

5 事業場内の立ち入り、資格等

乙は、必要に応じ事業場内に立ち入る従事者は、電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に適合する者をあてる。

6 絶縁監視装置等の設置、撤去

- (1)絶縁監視装置の設置、撤去工事に要する費用は乙が負担するものとする。
- (2)絶縁監視装置の設置、撤去工事については、委託者と協議の上、電気保安全管理上支障が生じないように円滑に行うものとする。

7 契約の期間内の更改

設備容量、受電電圧発電装置等の容量が変更された場合、契約期間内でも契約を更改できる。

自家用電気工作物保安管理業務委託契約細目書

(委託業務の内容)

第1条 乙が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(以下「契約書」という。)第1条に掲げる電気工作物の維持および運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術の基準の規程に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力会社等により通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとめるべき措置について報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 契約書第4条の絶縁監視装置からの警報を乙が受けた場合、乙は、連絡責任者に連絡し、速やかに当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務従事者が点検を行い適切に対処すること。
- (4) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (5) 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。なお、それらの費用は保安管理業務委託料に含むものとする。
- (6) 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (7) 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (8) その他保安規程に定められている事項。

2 前各号の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じて乙は助言を行うこととする。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとする。

(点検、測定及び試験の基準等)

第2条 第1条第1項第1号に基づく定期的な点検、測定及び試験は別表1によるものとする。

2 第1条第1項第2号のうち、必要の都度行う臨時点検は次によるものとする。

- (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとする。

ア 高圧器材が損壊し、受電器設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断機(電力ヒューズを含む)が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとする。

3 第1条第1項第7号に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとする。(甲乙相互の通知)

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (12) 電力会社等との契約電力を変更する場合
- (13) 絶縁監視装置(電話連絡方式)が警報を発した場合
- (14) その他必要な事項

2 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

- (1) 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- (2) 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- (3) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第4条 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

4 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち会わせるものとする。

(実施日程等)

第5条 乙は、第1条第1項第1号に定める業務について、原則として、平日の乙の執務時間に実施すること及びあらかじめ甲に対して実施予定日を次のとおり通知することとする。

(1) 月次点検(主として運転中の施設の点検、測定及び試験)については、実施予定日の前日まで(2) 年次点検(主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験)については、実施予定日の2週間前まで

2 甲は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとする。

3 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、乙が行うことができるものとする。

(事業場内の立入り等)

第6条 乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとする。この場合において、乙は、甲の服務規律を尊重するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第7条 乙は、保安管理業務に従事する者(以下「保安業務従事者」という。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、契約書第1条に掲げる事業場の担当者(以下「保安業務 担当者」という。)には、保安業務従事者から指名するものとする。

- 2 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、甲の求めに応じて掲示することとする。
- 4 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 乙は、保安管理業務担当者及び第2項に該当する保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに書面をもって甲に通知するものとし、甲はその内容を確認することとする。また、変更の場合も同様とする。

(記録の確認等)

第8条 乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

(損害賠償の免積)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が報告、助言した事項について、甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 第3条第1項に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(記録の保存)

第10条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

(絶縁監視装置の設置等)

第11条 乙が所有する絶縁監視装置は、乙が甲の事業場に設置するものとする。

- 2 甲は、乙が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について便宜を供するものとする。
- 3 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として乙の負担によるものとする。
- 4 絶縁監視装置の保守は乙が行うものとし、その費用は、乙が負担するものとする。
- 5 甲は、乙の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- 6 絶縁監視装置の警報を、甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に通報する場合の電話料は、甲が負担するものとする。

(絶縁監視装置の撤去)

第12条 乙は、第15条第2項に基づき絶縁監視装置の契約を更改する場合及び第16条により契約を解除した場合は、絶縁監視装置を撤去するものとする。

(備品等の整備)

第13条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

(機密の保持)

第14条 甲及び乙は、本契約により知り得た機密を他にもらさないものとする。

(契約期間内の更改)

第 15 条 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 甲が保安規程を変更する場合
- (5) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

2 絶縁監視装置の設置に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内であっても、甲乙協議の上、この契約を更改することができるものとする。

- (1) 別表 2「信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能になった場合
- (3) 甲により絶縁監視装置の撤去の申し出があった場合

(契約の解除等)

第 16 条 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 甲が手数料の支払いを遅延した場合

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1ヶ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとする。

3 契約書第 1 条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が 7,000 ボルトを超えた場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第 17 条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」という。)がある場合は、甲乙協議の上、甲は速やかに改修するものとする。

2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

3 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

4 乙は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。

(契約事項等の解釈)

第 18 条 契約事項の解釈について疑義が生じた場合、又は契約に定めない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準
(月次点検及び年次点検)

1. 需要設備

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検		工事中点検 臨時点検
				A	B	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器 引き込み線等 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○	
		区分開閉器動作試験		○※1	○	
		保護継電器動作試験		○※1	○	
		保護継電器動作特性試験			○	
	断路器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		動作試験		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○※4	
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○※4	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	避雷器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	母線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		保護継電器動作試験		○	○	
		保護継電器動作特性試験			○	
		計器校正試験			○	
		制御回路試験		○	○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検		工事中点検 臨時点検
				A	B	
配電設備	配電装置 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	○	
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○※4	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動試験	○※3	○※3	○※3	
		機関保護継電器動作試験		○	○	
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		保護継電器動作試験		○	○	
		保護継電器動作特性試験			○	
		制御装置試験		○	○	
		その他は受電設備に準ずる				
	蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
			液量点検	○	○	○
電圧・比重測定				○	○	
液温測定				○	○	
充電装置 付属装置 接地装置		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置 電気溶接機 照明装置 配線、配電器具 その他の機器 接地装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
		漏洩電流測定	○	○	○	
		絶縁監視装置	常時			

- 注) (1) 「外観試験」とは、主として目視により点検することをいいます。
(2) ※1を付した事項は、停電範囲により実施しないことがあります。
(3) ※2を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
(4) ※3を付した事項は、点検頻度が隔月点検又は3ヶ月毎点検の場合、乙が実施するほか、乙の指導を受けて甲が必要に応じて実施するものとします。
(5) ※4を付した事項は、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略することがあります。
(6) 「漏洩電流測定」は、監視装置を設置していない場合に、高圧受配電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。
(7) 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に監視装置を設置している場合、低圧電路の絶縁状態を監視することをいいます。
(8) 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録又は監視装置の監視記録により代えることがあります。

別表 2

経済産業省告示に基づく需要設備の設備条件と点検頻度

(1) 次のアからオまでの設備条件のすべてに適合する設備容量が 100 キロボルトアンペア以下(小規模高圧需要設備を除く。)のもの又は低圧受電の需要設備については、隔月 1 回以上

ア 構外にわたる高圧電線路がないもの

イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ウ 高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く。)に可燃性絶縁油を使用していないもの

エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

(2) (1)に適合する需要設備であって、かつ、次のアからウまでのすべての設備条件に適合するものについては、3 か月に 1 回以上

ア 受電設備がキュービクル式であるもの(屋内に設置するものに限る。)

イ 蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの

ウ 引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの

(3) (1)のアからオまでの設備条件全てに適合する信頼性の高い設備であって、絶縁監視装置を設置している需要設備については、隔月 1 回以上

(4) 上記(1)、(2)及び(3)以外の需要設備にあつては、毎月 1 回以上

以下余白